

有害物質一覧（水質汚濁防止法施行令第2条）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒ひ素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1・2—ジクロロエタン
- 14 1・1—ジクロロエチレン
- 15 1・2—ジクロロエチレン
- 16 1・1・1—トリクロロエタン
- 17 1・1・2—トリクロロエタン
- 18 1・3—ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 20 2—クロロ—4・6—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
- 21 S—4—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふつ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 1・4—ジオキサン